

証券コード 5982
2026年5月12日
(電子提供措置の開始日2026年5月1日)

株 主 各 位

東京都台東区根岸二丁目19番18号

株式会社 **マルゼン**

代表取締役社長 渡 辺 恵 一

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.maruzen-kitchen.co.jp/>

（トップページより「投資家の皆様へ」、「株主総会」を選択のうえ、ご確認くださいませよう願ひ申しあげます。）

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下にアクセスして、銘柄名（マルゼン）または証券コード（5982）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませよう願ひ申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年5月26日（火曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月27日(水曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都台東区根岸二丁目19番18号
当社本社 2階多目的ホール

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

3. 目的事項
報告事項

1. 第65期(2025年3月1日から2026年2月28日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期(2025年3月1日から2026年2月28日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとし、また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとし、
- (2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

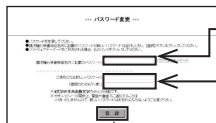
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

事業報告

(2025年3月1日から)
(2026年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用、所得環境の改善などにより緩やかな回復基調が続いたものの、米国の通商政策の影響や、国際情勢による地政学的リスクの高まり等により、依然として先行き不透明な状況が続いています。当社グループの主要顧客の一つである外食産業におきましては、インバウンド需要は引き続き堅調であるものの中国人訪日客が急減しており、また諸物価の値上がりの中で顧客の節約志向が高まりを見せていることや深刻な人手不足の影響などもあり、中食産業も含めても業種業態によりその状況は様々で、楽観を許さない状況が続いています。

このような状況の中、当連結会計年度の売上高は、667億82百万円（前期比3.9%増）、営業利益は66億36百万円（同8.9%増）、経常利益は73億41百万円（同10.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては52億16百万円（同12.3%増）となり、売上、利益とも過去最高となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① 業務用厨房部門「業務用厨房機器製造販売業」

主たる事業の業務用厨房部門では、当社グループの多岐にわたる販売先業種・業態のお客様に対し、業界随一の豊富で多種多様なオリジナル製品の中で、高品質・高機能・低価格で安全性も高い厨房機器や、省エネ、作業環境の向上などSDGsにも貢献する厨房機器の提供、またサービスメンテナンス体制の強化等に積極的に取り組みました。その中で、外食チェーンや食品スーパーへの販売が堅調に推移し増収となりました。利益ベースにおきましては、原資材価格の高止まりや物流費など諸経費の上昇、および人的投資に伴う人件費の増加がありましたが、これを吸収して増益を確保しております。

以上の結果、売上高は631億59百万円（前期比4.8%増）、営業利益は65億81百万円（同5.1%増）となりました。

② 大型製パン機械部門「大型製パン機械製造販売業」

大型製パン機械部門では、国内外の製パンメーカーや異業種の各種食品工場に向けて拡販に取り組みました。その結果、売上高は31億49百万円（前期比8.7%減）、営業利益は6億42百万円（同90.0%増）となりました。

③ ビル賃貸部門「ビル賃貸業」

土地と資金の有効活用を目的としたビル賃貸部門は、前期の期中に1物件で賃貸借契約が満了し4物件となったことから、売上高は4億91百万円（前期比10.2%減）、営業利益は3億9百万円（同15.0%減）となりました。

(2) **設備投資の状況**

当連結会計年度の設備投資総額は、8億1百万円（有形固定資産）で、これらに伴う資金は、全額自己資金により充当いたしました。

(3) **資金調達の状況**

該当事項はありません。

(4) **対処すべき課題**

主たる販売先である外食・中食市場におきましては、原材料価格や光熱費の高騰、人件費の上昇などにより業界を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続いています。

当社グループの販売先は、レストラン・ラーメン・居酒屋チェーン等の外食産業、学校・病院・福祉施設等の集団給食、さらにはスーパー・コンビニ・ドラッグストア・弁当惣菜等の中食産業に至るまで非常に幅広く、多品種少量が特徴であります。

当社グループといたしましては、これら幅広い業種業態のお客様に対応するため、時代のニーズにマッチした自社オリジナル製品のラインアップ拡充とあわせ、営業提案、短納期、アフターサービス、お客様専用の特注製品対応にいたるまでの総合的なサービス体制の充実に努めております。また、東南アジアを中心とした海外販売への取り組みも強化してまいります。

さらにはメーカーとして高品質・高機能・低価格で安全性も高い厨房機器や、省エネ、作業環境の向上などSDGsにも貢献する厨房機器の開発・製造を行って自社製品比率の向上につなげ、かつ、サービスメンテナンス体制の強化、消耗品・保守契約等の販売を強化して、収益力の向上につなげてまいります。一方では、業務効率化、生産性の向上等、効率経営を強化してコスト削減を推進してまいります。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区分 \ 期別	第62期 2022年度	第63期 2023年度	第64期 2024年度	第65期 2025年度 (当連結会計年度)
売上高	百万円 57,532	60,596	64,253	66,782
経常利益	百万円 4,080	5,300	6,658	7,341
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 2,815	3,708	4,647	5,216
1株当たり当期純利益	円 173.77	230.48	294.43	329.20
総資産	百万円 65,558	67,883	70,654	74,548
純資産	百万円 43,390	45,272	48,492	52,292
1株当たり純資産額	円 2,677.12	2,863.15	3,061.58	3,288.38

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 1株当たり純資産額の算定上、第63期から導入している「株式給付信託 (J-ESOP)」において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を自己株式として処理しているため、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上、第63期から導入している「株式給付信託 (J-ESOP)」において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を自己株式として処理しているため、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

② 当社の財産および損益の状況

区分 \ 期別	第62期 2022年度	第63期 2023年度	第64期 2024年度	第65期 2025年度 (当事業年度)
売上高	百万円 55,358	57,959	60,837	63,651
経常利益	百万円 3,873	5,116	6,003	6,522
当期純利益	百万円 2,626	3,580	4,194	4,663
1株当たり当期純利益	円 162.08	222.48	265.75	294.29
総資産	百万円 58,594	61,290	63,714	67,011
純資産	百万円 40,120	41,916	44,747	47,750
1株当たり純資産額	円 2,475.36	2,650.94	2,825.14	3,002.74

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 1株当たり純資産額の算定上、第63期から導入している「株式給付信託 (J-ESOP)」において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を自己株式として処理しているため、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上、第63期から導入している「株式給付信託 (J-ESOP)」において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を自己株式として処理しているため、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

(6) **主要な事業内容** (2026年2月28日現在)

当社グループは、当社および子会社4社で構成されております。
各社の主な事業内容は次のとおりであります。

会 社 名	主 な 事 業 内 容
株 式 会 社 マ ル ゼ ン	業務用厨房機器の仕入および販売並びにビルの賃貸
マルゼン工業株式会社	業務用厨房機器の製造および当社への販売
株式会社フジサワ・マルゼン	大型製パン工場設備・機器の製造、販売および当社への販売
台湾九善股份有限公司	業務用厨房機器の台湾での販売
Maruzen (Thailand) Co.,Ltd.	業務用厨房機器のタイ王国での販売

(7) **主要な事業所および工場** (2026年2月28日現在)

名 称		所 在 地
当 社	マルゼン工業株式会社	
本社・営業本部・東京支社	本 社	東京都台東区
大 阪 支 社	—	大阪府大阪市西区
名 古 屋 支 社	—	愛知県名古屋市中村区
北日本物流センター	東 北 工 場	青森県十和田市
西日本物流センター	九 州 工 場	福岡県八女郡
東日本物流センター	首 都 圏 工 場	埼玉県春日部市

(8) **従業員の状況** (2026年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セ グ メ ン ト 名	従 業 員 数 (人)	前 期 末 比 増 減 (人)
業務用厨房機器製造販売業	1,193 (358)	6 (△5)
大型製パン機械製造販売業	60 (21)	△4 (4)
ビ ル 賃 貸 業	1 (-)	- (-)
全 社 (共 通)	39 (27)	- (2)
合 計	1,293 (406)	2 (1)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外からの出向者を含む。)であり、臨時雇用者(嘱託社員、パートタイマー等)は()に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員および臨時雇用者は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状態

従業員数（人）	前期末比増減（人）	平均年齢	平均勤続年数
842（199）	4（4）	40歳7カ月	14年3カ月

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（嘱託社員、パートタイマー等）は（ ）に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況（2026年2月28日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
マルゼン工業株式会社	10百万円	100.0%	業務用厨房機器の製造および当社への販売
株式会社 フジサワ・マルゼン	10百万円	100.0%	大型製パン工場設備・機器の製造、販売および当社への販売

(10) 主要な借入先の状況（2026年2月28日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2026年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 65,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,780,000株
- ③ 株主数 2,870名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 マ サ ト ヨ	3,739千株	22.94%
UH Partners 2投資事業 有 限 責 任 組 合	1,344	8.25
渡 辺 恵 一	1,019	6.25
光 通 信 K K 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	985	6.04
UH Partners 3投資事業 有 限 責 任 組 合	694	4.25
渡 辺 雄 大	519	3.18
株式会社エフティグループ	488	2.99
石 川 し の ぶ	473	2.90
マルゼン従業員持株会	459	2.82
株式会社日本カストディ銀行 (信 託 E 口)	391	2.40

(注) 1. 上位10名の株主を記載しております。

2. 持株比率は、自己株式(3,486千株)を控除して計算しております。

なお、当該自己株式には「株式給付信託 (J-ESOP)」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式391千株は含まれておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式

対 象 者	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役(社外取締役を除く)	11,500株	7名

(注) 1. 当社の株式報酬制度につきましては、14頁「3. 会社役員に関する事項(4) 取締役および監査役の報酬等③ 業績連動報酬、非金銭報酬に関する方針」に記載のとおりであります。

2. 上記の株式は、全て譲渡制限付株式報酬として交付された株式であります。

⑥ その他株式に関する重要な事項

(株式給付信託 (J-ESOP) の導入)

当社は、2023年11月13日開催の取締役会において、当社の株価や当社グループの業績と当社グループの従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、当社の従業員並びにグループ会社の役員および従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP) 」を決議し、導入しております。

(2) **新株予約権等の状況** (2026年2月28日現在)

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2026年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	渡 辺 恵 一	マルゼン工業株式会社代表取締役社長 株式会社フジサワ・マルゼン代表取締役社長 台湾丸善股份有限公司董事長 Maruzen (Thailand) Co.,Ltd.代表取締役社長
取締役副社長	渡 辺 雄 大	営業本部長兼海外営業担当 マルゼン工業株式会社取締役副社長 株式会社フジサワ・マルゼン取締役副社長
常務取締役	山 野 井 誠	東関東・南関東・信越・北海道・東北事業部担当
常務取締役	箭 内 隆	首都圏・中部・近畿・九州事業部・営業開発部・商品購買担当
取締役	種 村 浩 樹	中四国事業部長
取締役	田 中 快 之 輔	首都圏事業部長
取締役	君 塚 浩 二	経理・財務グループ部長
取締役	中 丸 康	
取締役	矢 部 孝 治	
取締役	菅 沼 友 子	弁護士
常勤監査役	久 野 敬 之	マルゼン工業株式会社監査役 株式会社フジサワ・マルゼン監査役
監査役	棚 橋 雅 昭	
監査役	鈴 木 三 枝 子	税理士 鈴木三枝子税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役 中丸 康氏、矢部孝治氏および菅沼友子氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役 久野敬之氏、監査役 棚橋雅昭氏および鈴木三枝子氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 菅沼友子氏は弁護士資格および監査役 鈴木三枝子氏は税理士資格をそれぞれ有しており、財務並びに会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社の子会社の取締役および当社監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害などは填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

取締役の報酬については、2021年2月12日開催の取締役会決議により、決定方針を定めて、その報酬内容は基本報酬および業績連動報酬並びに非金銭報酬で構成されております。

② 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬額は、月例の固定報酬として、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

③ 業績連動報酬、非金銭報酬に関する方針

業績連動報酬の役員賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。

加えて非金銭報酬の譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と対象取締役との一層の価値共有を進めることを目的として、役位、職責、在任年数等に応じて毎年、一定の時期に株式による支給を取締役会にて決定しております。

④ 取締役の個人別の内容の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬額については、基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の決定について、代表取締役社長渡辺恵一がその具体的内容について委任を受けるものとし、各取締役の役割と責務および業績貢献度並びに在任年数等を総合的に判断して、個人別報酬配分決定権限を委任された代表取締役社長渡辺恵一が適切に決定します。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適任と判断したためであります。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	246,411 (6,956)	151,620 (5,040)	56,324 (1,916)	38,467 (-)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	10,930 (10,930)	7,920 (7,920)	3,010 (3,010)	(-) (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	257,341 (17,886)	159,540 (12,960)	59,334 (4,926)	38,467 (-)	13 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 2012年5月24日開催の第51回定時株主総会の決議による報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない。)は次のとおりであります。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名で、監査役の員数は4名です。
 取締役 年額 300,000千円
 監査役 年額 30,000
 また、2020年5月26日開催の第59回定時株主総会において、上記報酬額とは別枠で、取締役に対して譲渡制限付株式報酬制度年額100,000千円以内(社外取締役を除く。)とすることが決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役は2名)です。
 3. 2020年5月26日開催の第59回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、退任時に当該退職金制度までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することが決議されております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役および監査役の活動状況

当事業年度の取締役会には、社外取締役 中丸 康氏、社外取締役 矢部孝治氏、社外取締役 菅沼友子氏、常勤監査役 久野敬之氏、監査役 棚橋雅昭氏および監査役 鈴木三枝子氏は、開催された15回全てに出席しております。会議では財務諸表関係、リスク管理関係、法令遵守関係を含めた内部統制関連のみならず、グループ各社の諸施策や当社をめぐる業界動向等についても活発な質疑、意見交換を行っております。

なお、社外取締役 菅沼友子氏は弁護士として、監査役 鈴木三枝子氏は税理士として、それぞれの専門的見地からの発言も行っております。

当事業年度の監査役会には、常勤監査役 久野敬之氏、監査役 棚橋雅昭氏および監査役 鈴木三枝子氏は、開催された14回全てに出席しております。監査結果や重要会議の内容等についての報告や意見交換を行うほか、監査の計画や方法等について協議を行っております。

また、社外役員は、経営トップと定期的に意見交換会を実施するとともに、事業所やグループ会社の工場等の現場往査も行っております。

なお、久野敬之氏はマルゼン工業株式会社および株式会社フジサワ・マルゼンの監査役であります。マルゼン工業株式会社および株式会社フジサワ・マルゼンは、当社の完全子会社であります。

② 社外役員が当社の親会社等または子会社等(当社を除く)から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwC J a p a n 有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	金 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分はできませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、若しくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 当社および子会社の取締役並びに従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および子会社の取締役並びに従業員が法令および定款を遵守し業務を適正に遂行するために、「取締役会規則」「就業規則」の中に関連規程を定める。
- ② 監査役、監査役会および内部監査室を置き、それぞれ「監査役会規則・監査役監査規則」「内部監査規程・内部監査実施要領」に則り、当社および子会社の取締役並びに従業員の職務の執行が法令および定款に適合していることを監査する。
- ③ コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス報告書により報告された事項について、緊急を要する場合は随時、その他については月一回の定例会議において討議し対処する。
- ④ 当社および子会社の取締役並びに従業員の法令違反に問われかねない職務の執行等はコンプライアンス報告書により、事故・事件や自然災害並びに当社および子会社の取締役並びに従業員の不正行為等は危機管理報告書により適切に通報される体制を構築する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の保存および管理が適切に実施されるために「文書管理規程」を定める。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業の推進に伴って生じるすべてのリスクを詳細に把握・分析し、これに備える。
 - (イ) 主要販売先・主要仕入先等の経営リスク
 - (ロ) 製品の不具合により生じる製造物責任リスク等
 - (ハ) 自社製品の販売比率低下により生じる財務リスク
 - (ニ) 製品の製造に係る原料の供給リスクや自然災害を含む生産途絶（減少）リスク等
 - (ホ) 製品の供給や輸送インフラ等の不具合により生じるリスク
 - (ヘ) 当社の経営者の不適切な経営判断や優秀な幹部社員の退職等による人的な経営リスク
 - (ト) 保有資産の外為、証券、不動産等の相場変動リスク
 - (チ) 知的財産について生じるリスク
- ② 危機管理委員会を設置し、危機管理報告書により報告された事項について、緊急を要する場合は随時、その他については月一回の定例会議において討議し対処する。

- ③ メーカーとして製品の品質や安全性のレベル向上に重点を置き、外部検査機関の検査基準に基づく製品作りを行う。また研究開発部門が製品の抜き取り検査を実施し、かつガス燃焼製品については製造部門が規格製品の全品検査、並びに特注オーダー製品の全品検査を実施し、検査結果は毎月定例の経営会議において報告を行う。
 - ④ 内部監査室は、各部署の業務全般における日々のリスクを把握し、リスク回避の指導を実施する。
- (4) **当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 効率良く迅速な意思決定が行えるシンプルでフラットな組織作りを重視し、取締役会は経営環境の変化に迅速に対応できるスピード経営をモットーに構成する。
 - ② 取締役は「取締役会規則」「業務分掌規程」「職務権限規程」に則り、適正に職務を執行する。
 - ③ 毎月定例の取締役会および当社と子会社とで合同で行う経営会議等の重要会議を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して十分な議論を行い、重要事項に関しては迅速かつ確かな意思決定を行う。
 - ④ グループ企業理念並びに全社共通目標を基に、中・長期計画および単年度計画を策定し、企業集団全体での意思統一により効率的に職務を執行できる体制を確保し、かつ業績の進捗管理を行う。
- (5) **企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 企業集団として統一の経営理念を定める。
 - ② 毎月定例の取締役会および経営会議等の重要会議には、子会社取締役が参加して月次の業績報告等を行うほか、十分な意見交換並びに必要な指導により業務の適正を確保する。
 - ③ コンプライアンス委員会、危機管理委員会は子会社取締役を含めて組織する。
 - ④ 当社の内部監査室が子会社の監査も実施し、その監査結果は適宜に代表取締役社長に報告するほか、毎月定例の経営会議において報告を行う。
- (6) **子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
- 当社が定める「関連会社管理規程」に基づき、子会社の経営の基本方針および計画に関する事項については事前に当社と協議を行うものとし、毎月の営業成績、取締役会の議事、その他重要な事項については定時報告を行うものとする。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役が求めた場合、その職務を補助する従業員を選任する。従業員の人事選等については監査役会の意向を尊重し、協議の上決定する。

(8) 前号の従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務補助者として選任した従業員は、監査役から要請を受けた業務に関して上長の指揮命令を受けないものとし、またその従業員の異動、評価、懲戒等は予め監査役会の意見を尊重して決定する。また当該従業員は監査役の要請を受けた業務を優先して従事するものとする。

(9) 当社および子会社の取締役並びに従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、毎月定例の取締役会並びに当社と子会社とで合同で行う経営会議等の重要会議に出席し、重要事項は適宜報告を受けられる体制とし、かつ必要に応じて当社および子会社の取締役並びに従業員に対し報告を求めることができることとする。なおコンプライアンス委員会、危機管理委員会にもオブザーバーとして参加する。
- ② 当社および子会社の取締役並びに従業員は、会社に著しく影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合、その都度監査役に報告するとともに、当該事項に係るコンプライアンス報告書、危機管理報告書を含め、稟議書および報告書等は、監査役にも回議する体制とする。
- ③ 当社は、監査役への報告を行った当社および子会社の取締役および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役並びに従業員へ周知する。

(10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役または監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

(11) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、「監査役会規則」「監査役監査規則」に則り、取締役の職務執行全般について監査を実施する。
- ② 監査役は、内部監査室と意見交換を密にして、全社的にコンプライアンス体制を監視・評価する。
- ③ 監査役は、代表取締役社長並びに監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) **内部統制システム全般について**

当社および当社グループ会社の内部統制システムが有効に機能しているかについて、当社の内部監査室が内部統制監査および内部監査を実施することにより確認し、改善に取り組んでおります。

(2) **コンプライアンスについて**

当社および当社グループ会社が法律や企業倫理を遵守するために、毎月の経営会議において、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの意識向上を図っております。

(3) **危機管理について**

当社および当社グループ会社の事業活動が深刻な影響を及ぼす虞がある事態を「危機」と定義し、毎月の経営会議において、危機管理委員会を開催し、損失の極小化および再発の防止に対処しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

特に方針を定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様への利益還元をもっとも重要な課題の一つと考え、配当を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としつつ、連結配当性向の目安を40%としてまいります。

また、内部留保につきましては、将来の安定拡大に向けた研究開発や設備投資、マーケットシェア拡大のための投資等、企業価値向上のための投資に優先的に活用してまいります。

当期の配当につきましては、期末配当金を1株当たり70円とし、中間の55円と合わせて年間125円とすることといたしました。

[備考] 本事業報告記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	54,554,142	流動負債	19,071,723
現金及び預金	37,657,397	支払手形及び買掛金	4,158,225
受取手形	201,593	電子記録債務	9,780,798
電子記録債権	1,455,140	リース債務	4,981
売掛金	8,176,886	未払法人税等	1,311,583
商品及び製品	3,898,799	前受金	1,161,845
仕掛品	939,783	賞与引当金	807,000
原材料及び貯蔵品	1,774,748	役員賞与引当金	59,334
その他	458,901	設備支払手形	13,989
貸倒引当金	△9,108	設備電子記録債務	135,538
		その他	1,638,427
固定資産	19,994,353	固定負債	3,183,941
有形固定資産	15,644,068	リース債務	5,302
建物及び構築物	6,251,508	繰延税金負債	222,532
機械装置及び運搬具	1,464,140	土地再評価に係る繰延税金負債	177,248
土地	7,854,871	役員退職慰労引当金	17,500
リース資産	7,054	退職給付に係る負債	1,877,053
建設仮勘定	7,933	長期設備支払手形	1,059
その他	58,560	長期設備電子記録債務	135,489
		その他	747,755
無形固定資産	46,485	負債合計	22,255,665
ソフトウェア	35,170	(純資産の部)	
リース資産	2,294	株主資本	54,683,409
ソフトウェア仮勘定	9,020	資本金	3,164,950
投資その他の資産	4,303,799	資本剰余金	3,553,011
投資有価証券	3,687,242	利益剰余金	52,931,332
長期貸付金	1,928	自己株式	△4,965,884
繰延税金資産	411,716	その他の包括利益累計額	△2,390,578
その他	206,014	その他有価証券評価差額金	2,049,966
貸倒引当金	△3,101	土地再評価差額金	△4,548,652
		退職給付に係る調整累計額	108,107
資産合計	74,548,496	純資産合計	52,292,831
		負債純資産合計	74,548,496

連結損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		66,782,423
売 上 原 価		47,762,260
売 上 総 利 益		19,020,163
販売費及び一般管理費		12,383,485
営 業 利 益		6,636,677
営 業 外 収 益		709,966
受 取 利 息	170,291	
受 取 配 当 金	112,778	
固 定 資 産 賃 貸 料	22,041	
仕 入 割 引	152,266	
作 業 く ず 売 却 収 入	207,618	
そ の 他	44,970	
営 業 外 費 用		5,001
支 払 手 数 料	4,460	
そ の 他	541	
経 常 利 益		7,341,643
特 別 利 益		106,263
固 定 資 産 売 却 益	1,337	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	104,926	
特 別 損 失		14,895
固 定 資 産 除 却 損	14,895	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		7,433,011
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,271,726	2,216,185
法 人 税 等 調 整 額	△55,540	
当 期 純 利 益		5,216,826
親会社株主に帰属する当期純利益		5,216,826

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から)
(2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,164,950	3,525,583	49,750,455	△5,123,456	51,317,532
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,035,949		△2,035,949
親会社株主に帰属する当期純利益			5,216,826		5,216,826
自 己 株 式 の 取 得				△180	△180
自 己 株 式 の 処 分				157,752	157,752
自己株式処分差益		27,427			27,427
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	27,427	3,180,877	157,572	3,365,877
当 期 末 残 高	3,164,950	3,553,011	52,931,332	△4,965,884	54,683,409

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	1,851,599	△4,543,591	△133,000	△2,824,992	48,492,539
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△2,035,949
親会社株主に帰属する当期純利益					5,216,826
自 己 株 式 の 取 得					△180
自 己 株 式 の 処 分					157,752
自己株式処分差益					27,427
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	198,367	△5,061	241,108	434,414	434,414
当 期 変 動 額 合 計	198,367	△5,061	241,108	434,414	3,800,291
当 期 末 残 高	2,049,966	△4,548,652	108,107	△2,390,578	52,292,831

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲等に関する事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

マルゼン工業株式会社
株式会社フジサワ・マルゼン

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

台湾丸善股份有限公司
Maruzen(Thailand)Co.,Ltd.

連結子会社の範囲から除いた理由

当該子会社については、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の額が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称

台湾丸善股份有限公司
Maruzen(Thailand)Co.,Ltd.

持分法を適用していない理由

当該子会社については、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 8年～65年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4年～10年 |
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。
- ⑤ 株式給付引当金 株式給付規程に基づく従業員等の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付に係る負債の計上基準 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の損益処理方法 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から損益処理しております。
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益および費用の計上
基準

① 業務用厨房機器製造販売業

業務用厨房機器製造販売業においては、業務用厨房機器の熱機器（スチームコンベクションオーブン、フライヤー、ガスレンジ、食器洗浄機、ゆで麺機等）および作業機器（作業台、シンク等）並びに部品他の製造および販売並びに厨房機器の仕入商品（冷機器、調理サービス機器）の販売を行っております。

製品および商品の販売に係る収益は、当社から製品および商品を運送して設備人員が据付を行う設備設置取引並びに他社商品メーカーから顧客に直接運送を行う直送取引においては、顧客の指定する納品場所での据付作業が完了した時点で、当該製品および商品に対する財又はサービスの支配が移転して、履行義務を充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。

設備設置を伴わない取引、又は備品や消耗品等の梱包発送取引による製品および商品の販売に係る収益は、国内販売において出荷時から当該製品および商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

修理保守に係る収益は、主に販売した製品又は商品の修理保守であり、顧客の依頼による修理が完了した時点又は保守契約に基づく定期点検が完了した時点で履行義務を充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。

いずれの事業の収益も、顧客との契約において約束された金額で測定しており、その対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しております。

なお、重要な金融要素は含んでおりません。

② 大型製パン機械製造販売業

大型製パン機械製造販売業においては、大規模施設の製パンや製菓ライン向けの機器として、大型製パン機械（工場用オープン、ミキサー、モルダー、丸目機等）製造および販売並びに大型製パン関連機械の仕入商品の販売を行っております。

顧客自身での据付および使用開始が不可能な製品および商品の販売で、本稼働のための機械動作確認や試運転等で顧客に引渡しまで期間を要する取引による製品および商品の販売に係る収益は、顧客が検収した時点で当該製品および商品に対する財又はサービスの支配が移転して、履行義務を充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。

備品や消耗品等の梱包発送取引による製品および商品の販売に係る収益で、国内取引においては、出荷時から当該製品および商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、国外取引においては、船積日を基準として収益を認識しております。

修理および部品交換に係る収益は、主に販売した製品又は商品の修理並びに部品交換であり、顧客が検収した時点で当該サービスの支配が移転して、履行義務を充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。

いずれの事業の収益も、顧客との契約において約束された金額で測定しており、その対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しております。

なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(退職給付に係る負債)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付に係る負債 1,877,053千円

2. 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの退職給付費用、退職給付債務は割引率、昇給率、死亡率等さまざまな仮定に基づき算出しております。この内割引率は、国債の市場利回りに基づき算定しております。

また、年金資産の長期期待運用収益率は各年金制度の年金運用資産方針に基づき決定しております。これらの見積りに用いた仮定には将来の不確実性を伴うため、見積りの仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報に関する注記)

(株式給付信託における取引の概要等)

当社の株価や当社グループの業績と当社グループの従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

1. 取引の概要

当社およびグループ会社は、従業員等に対し役職等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員等の株価および業績向上への関心が高まり、これまで以上に業績達成に向けて意欲的に業務に取り組むことが期待されます。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度1,096,368千円、391千株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 21,633,278千円
 2. 土地再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税標準価格に合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日 2002年2月28日

再評価を行った土地の期末における時価と 254,769千円

再評価後の帳簿価額との差額

上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの 260,201千円

3. 連結会計年度末日満期手形

当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形 26,922千円

電子記録債権 120,818

支払手形 18,242

電子記録債務 3,003,861

設備支払手形 1,877

設備電子記録債務 24,793

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式 普通株式	19,780,000	-	-	19,780,000
自己株式 普通株式	3,940,956	50	63,300	3,877,706

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、株式会社日本カस्टディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（当連結会計年度期首443,500株、当連結会計年度末391,700株）を含めて表示しております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加50株は、単元未満株式の買取請求による自己株式の取得によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少63,300株は、当社役員への譲渡制限付株式付与による減少11,500株、株式給付信託（J-ESOP）における従業員等への自己株式の給付による減少51,800株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月28日 定時株主総会	普通株式	1,139,778	70.00	2025年2月28日	2025年5月29日
2025年10月10日 取締役会	普通株式	896,170	55.00	2025年8月31日	2025年11月5日

(注) 2025年5月28日定時株主総会決議による配当金の総額および2025年10月10日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金額（2025年5月28日定時株主総会決議31,045千円、2025年10月10日取締役会決議24,392千円）がそれぞれ含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年5月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,140,579	70.00	2026年2月28日	2026年5月28日

(注) 2026年5月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金額27,419千円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、基本として自己資金内での資金計画を行っております。

資金運用については、主に流動性の高い金融資産で運用し、元本が保証されるか若しくはそれに準じた安全性を確保しつつ、安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

また、当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金および電子記録債権は、販売規程に基づき充分な与信管理を行っております。また、一方で顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に長期保有を目的とした業務上の関係を有する企業の株式であり、

市場価格の変動リスクおよび発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが5カ月以内の支払期日であります。

預り保証金は、主に、契約に基づく営業保証金を販売先より預かっている金銭であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約履行等に係るリスク）の管理

当社グループは販売規程に基づき、営業債権について、販売先ごとに残高および期日別の管理を各事業所長並びに債権管理課で行っております。また、与信管理においては、販売決裁規程を順守し、企業信用調査会社の資料に基づき、販売先の経営状況を把握して与信限度額を決定しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的到时価や発行体企業の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰り計画を作成・更新すると共に、手元流動資金を維持すること等により流動性リスクを回避しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格がない株式等については、次表の投資有価証券には、含まれておりません。

（注）2. 参照）

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形、電子記録債務、買掛金、未払法人税等、設備支払手形、設備電子記録債務は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	3,558,727	3,558,727	—
(2) 長期貸付金 貸倒引当金（※1）	1,928 △1,652		
	276	265	△11
資産計	3,559,003	3,558,992	△11
(1) 長期設備支払手形	1,059	1,036	△22
(2) 長期設備電子記録債務	135,489	131,590	△3,899
(3) 長期未払金	401,809	380,129	△21,680
(4) 預り保証金	26,157	25,104	△1,052
負債計	564,515	537,860	△26,655

（※1）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 投資有価証券

これらは株式であり、時価については、取引所の価格によっております。

(2) 長期貸付金

長期貸付金は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 長期設備支払手形、(2) 長期設備電子記録債務、(3) 長期未払金

長期設備支払手形および長期設備電子記録債務並びに長期未払金は、金融機関からの新規借入を行った場合の利率等を想定して、当該支払手形および電子記録債務並びに未払金が決済される期間に対応した現在価値に割り引いて算定しております。

(4) 預り保証金

預り保証金は、契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 市場価格がない株式等

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 (千円)
非 上 場 株 式 等	128,515

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察のできないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優位順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	3,558,727	—	—	3,558,727
資 産 計	3,558,727	—	—	3,558,727

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発に市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	－	265	－	265
資産計	－	265	－	265
長期設備支払手形	－	1,036	－	1,036
長期設備電子記録債務	－	131,590	－	131,590
長期未払金	－	380,129	－	380,129
預り保証金	－	25,104	－	25,104
負債計	－	537,860	－	537,860

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明
長期貸付金

一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しているため、その価格をレベル2の時価に分類しております。

長期設備支払手形および長期設備電子記録債務並びに長期未払金

金融機関からの新規借入を行った場合の利率等を想定して、当該支払手形および電子記録債務並びに未払金が決済される期間に対応した現在価値に割り引いて算定しているため、その価格をレベル2の時価に分類しております。

預り保証金

契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しているため、その価格をレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の概要

当社では、東京都に介護型老人ホーム（土地を含む。）を、北海道札幌市、神奈川県、大阪府にビジネスホテル（土地を含む。）を有しております。なお、大阪府のビジネスホテルについては、当社の事務所として一部を使用しているため、「賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産」としております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価および当該時価の算定方法

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			連結決算日における時価（千円）
	当連結会計年度期首残高（千円）	当連結会計年度増減額（千円）	当連結会計年度末残高（千円）	
賃貸等不動産	1,341,774	△40,604	1,301,169	4,184,000
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,250,466	△51,374	1,199,092	4,660,000

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額等を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度の主な減少額は、減価償却費104,353千円であります。
 3. 時価の算定方法
 不動産鑑定士による鑑定評価額および当該評価額に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。
 3. 賃貸等不動産に関する損益

	賃貸収益（千円）	賃貸費用（千円）	差 額 （ 千 円 ）
賃貸等不動産	284,492	88,355	196,137
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	199,200	93,944	105,255

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報 告 セ グ メ ン ト			計
	業務用厨房機器製造販売業	大型製パン機械製造販売業	ビル賃貸業	
熟 機 器	16,509,201	—	—	16,509,201
作業機器	規 格 品	3,187,259	—	3,187,259
	オーダー品	4,547,339	—	4,547,339
部 品 他	6,242,849	—	—	6,242,849
冷 機 器	11,646,245	—	—	11,646,245
調理サービス機器	21,026,842	—	—	21,026,842
大型製パン機械	—	3,030,182	—	3,030,182
大型製パン関連機械	—	101,136	—	101,136
顧客との契約から生じる収益	63,159,737	3,131,319	—	66,291,057
そ の 他 の 収 益	—	—	491,366	491,366
外部顧客への売上高	63,159,737	3,131,319	491,366	66,782,423

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「2. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 (1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	401,002
電子記録債権	1,285,579
売掛金	7,385,148
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	201,593
電子記録債権	1,455,140
売掛金	8,176,886
契約負債（期首残高）	833,735
契約負債（期末残高）	1,118,125

(注) 契約負債については、前受金の一部であり、顧客との契約に基づき、履行義務の充足前に受領したものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、558,447千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 3,288.38円
 2. 1株当たり当期純利益 329.20円

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式給付信託に係る当社株式は、1株当たり純資産額算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当該信託口が保有する当連結会計年度の当社株式の期末株式数は391千株であり、期中平均株式数は442千株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	50,044,482	流動負債	17,307,392
現金及び預金	37,609,728	支払手形	34,449
受取手形	201,593	電子記録債務	9,780,798
電子記録債権	1,225,101	買掛金	2,933,585
売掛金	7,493,414	リース債務	4,981
商品及び製品	464,948	未払金	378,328
貯蔵品	29,844	未払費用	358,372
前渡金	2,302,157	未払法人税等	1,146,475
前払費用	42,929	未払消費税等	290,450
関係会社短期貸付金	600,000	前受金	550,069
その他	76,564	預り金	101,584
貸倒引当金	△1,800	賞与引当金	636,000
固定資産	16,966,808	役員賞与引当金	59,334
有形固定資産	9,978,809	設備電子記録債務	2,092
建物	3,872,632	関係会社設備電子記録債務	5,944
土地	5,923,865	その他	1,024,926
リース資産	7,054	固定負債	1,953,501
建設仮勘定	7,933	リース債務	5,302
その他	167,323	繰延税金負債	183,946
無形固定資産	33,272	土地再評価に係る繰延税金負債	177,248
ソフトウェア	21,957	退職給付引当金	1,241,058
リース資産	2,294	その他	345,946
ソフトウェア仮勘定	9,020	負債合計	19,260,893
投資その他の資産	6,954,726	(純資産の部)	
投資有価証券	3,536,115	株主資本	50,252,264
関係会社株式	154,732	資本金	3,164,950
長期貸付金	1,928	資本剰余金	3,553,011
関係会社長期貸付金	3,100,000	資本準備金	2,494,610
その他	165,051	その他資本剰余金	1,058,401
貸倒引当金	△3,101	自己株式処分差益	1,058,401
資産合計	67,011,291	利益剰余金	48,500,187
		利益準備金	354,000
		その他利益剰余金	48,146,187
		別途積立金	11,370,000
		繰越利益剰余金	36,776,187
		自己株式	△4,965,884
		評価・換算差額等	△2,501,867
		その他有価証券評価差額金	2,046,785
		土地再評価差額金	△4,548,652
		純資産合計	47,750,397
		負債純資産合計	67,011,291

損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		63,651,104
売 上 原 価		46,402,365
売 上 総 利 益		17,248,739
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,963,677
営 業 利 益		5,285,062
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	381,709	
固 定 資 産 賃 貸 料	221,895	
受 取 手 数 料	597,616	
仕 入 割 引	135,623	
そ の 他	120,631	1,457,477
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	219,155	
そ の 他	537	219,692
経 常 利 益		6,522,846
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	899	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	104,926	105,825
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		6,628,672
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,002,568	
法 人 税 等 調 整 額	△37,541	1,965,027
当 期 純 利 益		4,663,645

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別 途 積 立 金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	3,164,950	2,494,610	1,030,973	3,525,583	354,000	11,370,000	34,148,491	45,872,491
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△2,035,949	△2,035,949
当 期 純 利 益							4,663,645	4,663,645
自己株式の取得								
自己株式の処分								
自己株式処分差益			27,427	27,427				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	27,427	27,427	-	-	2,627,696	2,627,696
当 期 末 残 高	3,164,950	2,494,610	1,058,401	3,553,011	354,000	11,370,000	36,776,187	48,500,187

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△5,123,456	47,439,567	1,851,599	△4,543,591	△2,691,991	44,747,576
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△2,035,949				△2,035,949
当 期 純 利 益		4,663,645				4,663,645
自己株式の取得	△180	△180				△180
自己株式の処分	157,752	157,752				157,752
自己株式処分差益		27,427				27,427
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			195,185	△5,061	190,124	190,124
当 期 変 動 額 合 計	157,572	2,812,696	195,185	△5,061	190,124	3,002,821
当 期 末 残 高	△4,965,884	50,252,264	2,046,785	△4,548,652	△2,501,867	47,750,397

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

- | | |
|-------------|--|
| (1) 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券 | ① 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
② 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法 |

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

- | | |
|---------|--|
| (1) 製品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| (2) 商品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| (3) 貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

3. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～65年 |
| (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) | ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。 |
| (3) リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してまいります。

5. 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| (1) 貸倒引当金 | 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。 |
| (3) 役員賞与引当金 | 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |

- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の損益処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から損益処理しております。
- (5) 株式給付引当金 株式給付規程に基づく従業員等の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
6. 重要な収益および費用の計上基準
業務用厨房機器販売業
- 業務用厨房機器販売業においては、業務用厨房機器の熱機器（スチームコンベクションオープン、フライヤー、ガスレンジ、食器洗浄機、ゆで麺機等）および作業機器（作業台、シンク等）並びに部品他の製造および販売並びに厨房機器の仕入商品（冷機器、調理サービス機器）の販売を行っております。
- 製品および商品の販売に係る収益は、当社から製品および商品を運送して設備人員が据付を行う設備設置取引並びに他社商品メーカーから顧客に直接運送を行う直送取引においては、顧客の指定する納品場所での据付作業が完了した時点で、当該製品および商品に対する財又はサービスの支配が移転して、履行義務を充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。
- 設備設置を伴わない取引、又は備品や消耗品等の梱包発送取引による製品および商品の販売に係る収益は、国内販売において出荷時から当該製品および商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- 修理保守に係る収益は、主に販売した製品又は商品の修理保守であり、顧客の依頼による修理が完了した時点又は保守契約に基づく定期点検が完了した時点で履行義務を充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。
- いずれの事業の収益も、顧客との契約において約束された金額で測定しており、その対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しております。
- なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

(追加情報に関する注記)

(株式給付信託における取引の概要等)

連結計算書類注記「(追加情報に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(退職給付引当金)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

退職給付引当金 1,241,058千円

2. 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社の退職給付費用、退職給付債務は割引率、昇給率、死亡率等さまざまな仮定に基づき算出しております。この内割引率は、国債の市場利回りに基づき算定しております。また、年金資産の長期期待運用収益率は各年金制度の年金運用資産方針に基づき決定しております。これらの見積りに用いた仮定には将来の不確実性を伴うため、見積りの仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 9,657,000千円

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

(1) 短期金銭債権 2,323,717千円

(2) 短期金銭債務 1,020,328千円

3. 土地再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税標準価格に合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日 2002年2月28日

再評価を行った土地の期末における時価と

再評価後の帳簿価額との差額 254,769千円

上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの 260,201千円

4. 期末日満期手形

当期の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形 26,922千円

電子記録債権 120,818

支払手形 18,242

電子記録債務 3,003,861

設備電子記録債務 467

関係会社設備電子記録債務 13,700

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	営業取引 売上高	314,432千円
	仕入高	17,476,076
	その他	41,112
	営業取引以外の取引高	1,308,139

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	3,877,706株
------	------------

(注) 当事業年度末の自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式(当事業年度末391,700株)を含めて表示しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	194,743千円
未払事業税	63,600
貸倒引当金	13,233
長期未払金	67,547
退職給付引当金	391,181
その他	115,283
小計	845,590
評価性引当額	△97,908
繰延税金資産小計	747,681
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△931,628
繰延税金負債小計	△931,628
繰延税金負債の純額	△183,946
土地再評価に係る繰延税金資産	1,555,114
評価性引当額	△1,555,114
土地再評価に係る繰延税金負債	△177,248
小計	△177,248
計	△361,194

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
住民税均等割	1.3
試験研究費の特別税額控除	△0.4
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	△1.2
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.2
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「重要な収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

(単位：千円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有者)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科 目	期 末 残 高
子 会 社	マルゼン工業㈱	所有 直接100.0%	同社製品の仕入 資金の援助 役員の兼任	製品の仕入(注1)	17,458,200	前 渡 金 短期貸付金(注5)	2,302,157 600,000
				手数料の受取(注2)	474,456		
				固定資産の 賃貸(注3)	209,784	長期貸付金 (注5)	2,800,000
				購買業務の 委託(注4)	214,694		
				受取利息(注5)	92,553		
子 会 社	㈱フジサワ・ マルゼン	所有 直接100.0%	同社製品の仕入 資金の援助 役員の兼任	製品の仕入(注1)	17,876	その他流動 負債(注6)	1,020,328
				手数料の受取(注2)	122,943		
				固定資産の 賃貸(注3)	12,111	長期貸付金 (注5)	300,000
				購買業務の 委託(注4)	12,111		
				受取利息(注5)	6,941		

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 製品運送に関する費用および役務提供に関する費用の手数料の受取りについては、契約に基づき実際に発生した金額並びに契約金額で行っております。
- (注3) 固定資産の賃貸料については、近隣の相場価格を参考に決定しております。
- (注4) 購買業務委託手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。
- (注5) マルゼン工業㈱および㈱フジサワ・マルゼンに対する貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注6) ㈱フジサワ・マルゼンとの取引において、当社からの運転資金等の送金と㈱フジサワ・マルゼンからの回収資金等の債権債務相殺後の残高であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,002.74円
2. 1株当たり当期純利益	294.29円

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式給付信託に係る当社株式は、1株当たり純資産額算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当該信託口が保有する当事業年度の当社株式の期末株式数は391千株であり、期中平均株式数は442千株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月10日

株式会社マルゼン

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平岡 伸 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マルゼンの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マルゼン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月10日

株式会社マルゼン

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平岡 伸 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルゼンの2025年3月1日から2026年2月28日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月10日

株式会社マルゼン 監査役会

常 勤 監 査 役 (社外監査役)	久 野 敬 之 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	棚 橋 雅 昭 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	鈴 木 三 枝 子 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当につきましては、株主様への利益還元をもっとも重要な課題の一つと考え、安定的かつ継続的に行うことを基本方針として、連結配当性向の目安を4割としております。

一方で内部留保につきましては、将来の安定拡大に向けた研究開発や設備投資、マーケットシェア拡大のための投資等、企業価値向上のための投資に優先的に活用してまいります。

当期の利益につきましては、人的投資に伴う人件費の増加等がありました。が、製品価格の値上げが浸透したことや営業部門による荒利改善活動などによって、当初計画を上回って達成しました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援の賜物と、心より感謝申し上げます。

つきましては、期末配当を60円と公表しておりましたが、1株当たり10円増配の70円（通期では前期に比べ10円増配の125円）といたしたいと存じます。

この方針にもとづいて、当期の期末配当金を以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金70円といたしたいと存じます。

なお、この割当てにおいては自己株式3,486,006株を除外しており、この場合の配当総額は1,140,579,580円となります。

（注）中間配当は55円であり、これを合わせた年間配当金は、1株につき金125円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年5月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない。）は、2012年5月24日開催の第51回定時株主総会において、年額300,000千円以内と定められ現在に至っております。

この14年間に業容は拡大しており、取締役の員数は4名増加しております。また、2020年5月26日開催の第59回定時株主総会において、年額100,000千円以内として、取締役に対して当社の企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

今後も事業の拡大と同時に、経営体制強化を図ってまいります。つきましては、報酬限度額を「取締役は年額500,000千円以内」（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、今後の事業の拡大に伴う取締役増員や各取締役の報酬の増額の可能性を総合的に勘案した金額となっており、相当であると判断しております。また、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役は3名）であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場：東京都台東区根岸二丁目19番18号

当社本社 2階多目的ホール

<交通のご案内> ○ J R ・ 京成日暮里駅下車、南口より徒歩7分

